



# 安 全 報 告 書

(平成22年度)

アイラス株式会社

本報告書は航空法第111条の6並びにこれに基づく航空法施行規則221条の5及び第221条の6の規定に基づき作成されました。

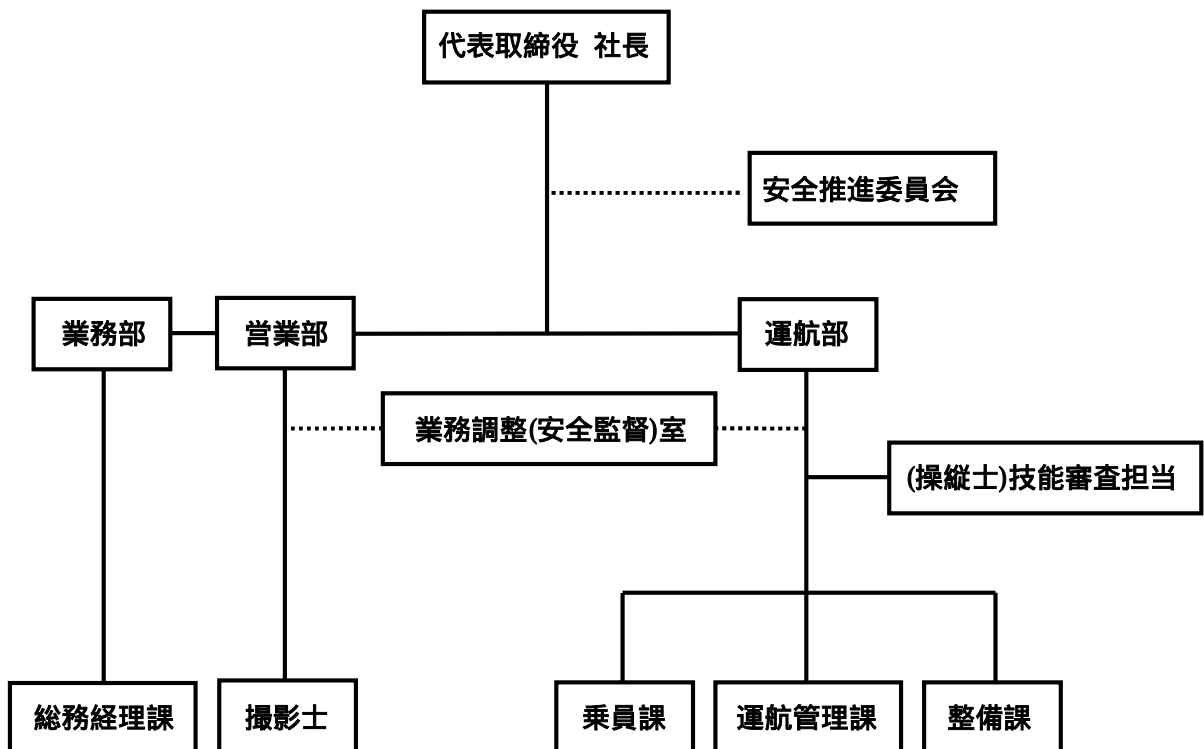
## 1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項

「安全」の確保は事業運営の基盤であり、安全運航の継続に努力を惜しむことなく全従業員一丸となり日々安全活動に取り組んでおります。そして、安全運航を継続し、航空輸送において社会貢献が出来る企業でありたいと心掛けております。

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項

### (1) 社内の安全管理組織や人員に関する情報

#### ・組織図



## (2) 運航の支援体制

### イ、航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領：国空航第58号」、「整備規程審査要領：国空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）：国空航第1223号、国空機1362号」に基づき各種訓練及び審査を実施しています。

これらの規程については、国土交通省航空局ホームページ（航空安全に関する技術基準）をご参照ください。

### ロ、運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

- ・各飛行作業終了後、飛行作業報告書を作成し運航の不具合事項・改善事項の把握と共有を図り安全運航にフィードバックしています。
- ・不具合事項・改善事項の内容により、安全推進委員会への議題提出及び同委員会での確認・決定事項等を社内全体へ周知し実践することとしています。

## (3) 使用航空機の情報（H22.1～H22.12）

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数	導入時期	平均機齢	総飛行時間
350系列型	2機	6席	112時間	241回	H19.4～	19年	224時間
355F2型	1機	6席	63時間	56回	H22.8～	20年	63時間

H22.4～350系列型は1機となる。

### 3. 法第111条の4の規定による報告に関する事項

- ・該当事項なし

### 4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

#### (1) 「法第111条の4の規定による報告に関する事項」の安全上のトラブルへの再発防止策

- ・該当事項なし

( 2 ) 国からの事業改善命令、勧告等がある場合にはそれらに対する改善措置

- ・該当事項なし

( 3 ) 輸送の安全に関する目標達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における輸送の安全の状況に関する総括評価

- ・ 2 2 年度も安全運航に取り組み、無事故運航を達成いたしました。  
また、安全推進委員会による毎月 1 回以上の安全推進会議を安全推進委員出席のもと実施しており、運航面、整備面、営業・業務面から安全運航に係る社内全体の注意事項、問題等を議題として取り上げ、多角的にそれを検討、改善し更なる安全運航に役立てています。  
また安全推進委員以外の全従業員に対し安全勉強会を月 1 回実施し、各人の安全に対する意識向上に努め、当該事業年度における航空輸送の「安全」を確保したと自負しております。

( 4 ) 翌 2 3 年度における安全目標及び取り組み

- ・ 会社設立以来無事故を達成しておりますが、平成 2 3 年度以降においても、基本作業の確認・安全確認の徹底をし、日々の努力を怠らないよう常に安全運航を心掛けていく所存であります。
- ・ 平成 2 3 年度当社 経営理念  
「組織力と技術力を担保にした安全を最優先に、お客様の要求にお応えする最良のサービスを提供する」

以上